

明治30年制定「伝染病予防法」に関する意見書、 「伝染病菌携帯者と其予防法」

(雑誌「顕微鏡」第86号:明治41年11月発行より)



明治期の伝染病対策とは

明治初期から中期までは世界に蔓延し、猖獗を極めていた伝染病の病原細菌が相次いで発見され、微生物と疾患との関係が明確となってきた画期的な時代である。

それまでの伝染病に対する考えは神罰

や悪霊あるいは不潔な空気や水が病気を蔓延させるものであると信じられていた。従って、伝染病の治療や予防は魔除け、祈祷あるいは室内の薰蒸など非科学的な方法が行われていた。

明治時代になり、コレラ、赤痢、ジフテリア、結核などの伝染病は特定な病原菌が起こすことが明らかとなり、病原細菌に焦点を当てた科学的な予防対策がとられるようになった。

伝染病予防法の制定

国内においても明治13年に布告された伝染病予防規則を廃止し、明治30年に伝染病の蔓延を防止する目的で伝染病予防法が制定された。対象とされた伝染病はこの時代に流行を繰り返し、死亡率の高かったコレラ、赤痢(疫痢を含む)、腸チフス、パラチフス、痘瘡、発疹チフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、日本脳炎の11疾患を法定伝染病とし、医師からの届出と消毒などを法律にもとづいて規定した。

当時の法定対策

この法律に基づく防疫対策の重点は病原菌を保有する患者の隔離と患者の家庭などの消毒、伝搬の危険性がある業務への就業禁止、集会の禁止、交通の遮断、鼠属・昆虫の駆除、或いは船舶、汽車、電車の検疫などである。清潔と消毒を施すことにより、伝染病の蔓延防止となることに力点がおかれて、清潔方法や消毒方法は命令により定めるとされた。

この法律により、伝染病院、隔離病舎、隔離所、消毒所が設置されたし、検疫委員や予防員が任命された。伝染病発生時には消毒所が大活躍をし、感染の危険性のある家庭や会社などについて徹底的に消毒がなされた。

また、この伝染病予防法による患者対策は、患者を伝染病院に入院・治療を施して完治すれば退院出来るとしている。

遠山博士の異議

しかし、遠山博士は病気が完治しても病原菌を体内に保有している危険性を指摘し、その様な患者を退院させることは病原体を市中にまき散らし、伝染病の予防対策にならないことを明治29年、33年と訴えた。伝染病予防法改正の必要を認めた明治医会*は、委員に遠山博士を起用し、明治37年伝染病予防法改正案を起草した。帝國連合医会も同様に遠山博士を委員に起用したため、2医会の改正案は殆ど同案であった。

ところが、翌年3月改正発布された予防法においても尚、保菌者

対策の点が改善されていないために、同年8月明治医会総代遠山博士(他七名)は、内務大臣に法文解釈を質したが、却下された。そこで、明治41年11月発行の顕微鏡雑誌**に、東京市の腸チフス患者数と治癒後保菌者の割合を科学的根拠として添えた意見書を掲載した。

「伝染病菌携帯者と其予防法」として掲載された論説の要点は、下記のごとくである。

1. 病原菌の検査が確立したコレラ、チフス、ジフテリアについては病原菌陰性の証明によって患者の拘束を解除することを法律に記載すること。
2. 治癒とは「病原菌の排泄のないこと」とすること。
3. コレラとジフテリア患者には2次感染者が多いことから、これらの患者との接触者についても検査を実施すること。
4. コレラとジフテリア接触者については5日間の観察は適切でないから改めること。
5. チフス患者治癒後の検査では43%がチフス菌陽性である成績から、より適切な防疫対策を施すこと。

